

# 南丹家畜衛生情報 (鳥インフルエンザ 関連情報No. 42) 令和7年12月24日発行

**亀岡市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、移動制限区域が設定されています。**

このお知らせは、移動制限区域内に該当する地域で、鶏や家きんを飼養されている方に送付しています。

**① 毎日の羽数、疾病発生状況を記録し、異常がみとめられた場合や、鶏や家きんが死亡した場合は報告してください**

- ・毎日、鶏を観察し、異常の有無を記録用紙に記録して下さい。
- ・家畜伝染病予防法第52条の規定により、鶏が死亡した場合、その都度、死亡羽数を家畜保健衛生所まで報告してください。 **記録用紙を送付しています**
- 以下の異常を確認した場合は、すぐに家畜保健衛生所まで連絡してください。
- ・鶏冠(とさか)や肉垂が青紫色になったり、元気がない、卵を急に産まなくなったなどの症状がある場合
- ・5羽以上の鶏や家きんがまとまってうずくまっているなど、いつもと違う場合

**② 家きん、家きん卵等の移動は禁止されます**

- ①生きた家きん②家きん卵③家きんの死体④家きんの排せつ物等  
⑤敷料、飼料、家きん飼養器具の移動は禁止されます。

**③ 催物の開催等を停止してください**

品評会等の家きんを集合させる催物は停止してください。

**④ 立入制限、消毒を徹底してください**

- 感染を予防するために、必ず実施してください。
- ・家きん舎等への、世話をする人以外の出入りを自粛してください。
  - ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺は消石灰等を用いて消毒してください。

**⑤ 野生鳥獣対策を確認してください**

- ・防鳥ネット等の再点検をしてください。
- ・山水、川水、雨水等を用いる場合は飲水消毒をするか、水道水を与えてください。